

山口労発基 1130 第2号
令和3年11月30日

一般社団法人 山口県労働基準協会長 殿

山口労働局長
(公印省略)

冬季における転倒災害防止対策の推進について（協力要請）

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当局では休業4日以上之死傷災害のうち最も発生件数が多い転倒災害の減少を図るため、貴団体の御協力をいただきながら「STOP！転倒災害プロジェクト」を推進しているところです。

しかしながら、令和3年10月末速報値で、山口県の転倒災害発生件数は前年同期比14.8%の増加であり、特に本年1月7日から10日にかけて山口県に襲来した大雪、暴風雪及び低温により20件以上発生した転倒災害の影響が大きいものと考えられます。

このような状況を踏まえると、令和4年末の労働災害による休業4日以上之死傷者数を平成29年比で5%以上減少させるという「第13次労働災害防止計画」の目標達成のためには、転倒災害の防止を一層推進する必要があります。

ついては、これから積雪や凍結による転倒災害が多く発生する冬季を迎えることから、貴団体におかれては下記及び別添リーフレットにより、傘下の会員事業場に対する周知啓発、支援等に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

1 事業場における転倒防止対策の取組

(1) 一般的な転倒災害防止対策

ア 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消

イ 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去



- ウ 明るさ（照度）の確保、手すりや滑り止めの設置
- エ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- オ 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進
- カ 作業内容に適した耐滑靴やプロテクター等の着用の推進
- キ 定期的な職場点検、職場巡視の実施
- ク 転倒予防体操の励行

(2) 冬季における転倒災害防止対策

ア 気象情報の活用によるリスク低減の実施

- ① 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築
- ② 警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、労働者への周知
- ③ 気象状況に応じた出張・作業計画等の見直し

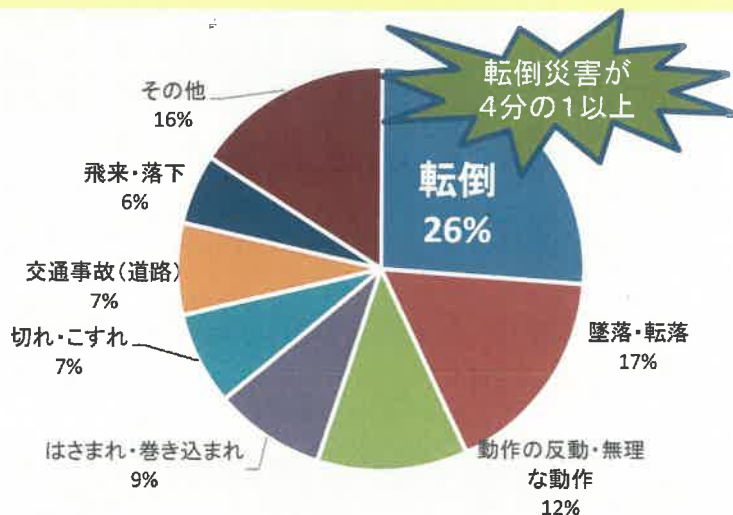
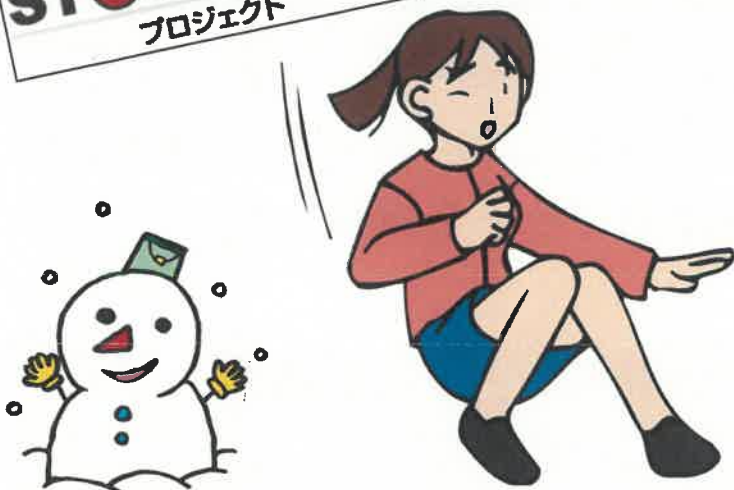
イ 通路・作業床の凍結等による危険防止の徹底

- ① 屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保
- ② 事務所への入室時における靴裏の雪・水分の除去、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施
- ③ 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、労働者への周知
- ④ 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法・作業方法の見直し
- ⑤ 凍結した路面や凍結のおそれがある場所（屋外通路や駐車場等）における転倒防止のための滑りにくい靴の着用の勧奨



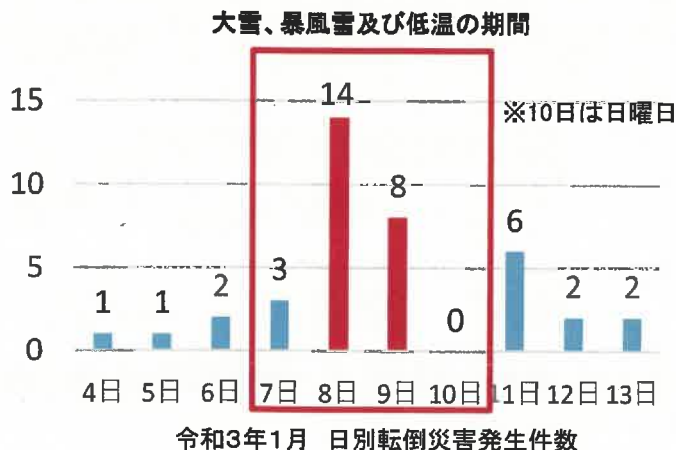
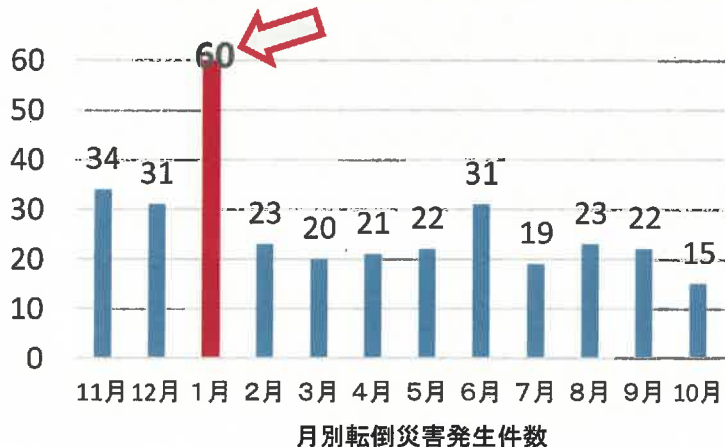
冬季の転倒災害防止を！

STOP! 転倒災害
プロジェクト



事故の型別労働災害発生状況(令和3年1月～10月)
資料出所:労働者死傷病報告 ※コロナ感染症り患を除く。

- 山口県における労働災害の4分の1以上が「転倒災害」によるものです。
- 令和3年1月7日から10日にかけて、山口県では大雪と厳しい冷え込みによって、転倒災害が大幅に増えました。



【災害事例】

1月8日9時30分 廃棄物処理業	客先で廃棄物回収の作業を終え、サインをもらうため敷地内を歩行中、凍結した路面で足を滑らせ転倒し、頸椎を損傷した。(休業見込み1か月)
1月8日15時 化学工業	工場内の屋外通路を歩行中、凍結した路面で足を滑らせ転倒し、左足を骨折した。(休業見込み7日)
1月9日17時 小売業	終業後、正面玄関を出たところで凍結した路面で足を滑らせ、反射的に右手をついて右手首を骨折した。(休業見込み2か月)

- 山口県でも、年に何日かは路面が凍結する日があります。
- 裏面のチェックリストで、凍結等による転倒リスクをチェックしましょう。



あなたの職場は大丈夫？

凍結等による転倒の危険を チェックしてみましょう

チェック項目



- 1 積雪、凍結時に転倒のおそれのある場所は、事業場内で認識していますか
- 2 除雪用具、融雪剤、転倒防止用マットを準備していますか
- 3 段差のある箇所や滑りやすい場所などを、転倒危険場所として「見える化」していますか
- 4 ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか
- 5 「ながら歩き」や走っての移動、ポケットに手を入れたまま歩くことなどを禁止していますか
- 6 屋外通路や駐車場等における転倒防止のため、滑りにくい靴の着用を推奨していますか
- 7 降雪、凍結前に労働者に対し、転倒を予防するための教育・指導等を実施していますか
- 8 降雪、気温に関する気象情報を把握し、注意喚起を行うための体制を確保していますか

転倒災害の4割以上が60歳以上の被災者です。
厚生労働省では「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(通称:エイジフレンドリーガイドライン)」を策定しています。



厚生労働省ホームページ

働く高齢者の特性に配慮した「エイジフレンドリーな職場」を目指しましょう！